

令和3年度三川町住宅リフォーム支援事業

三川町では、安全で良質な居住空間を形成するため、住宅のリフォーム等工事を行う方に工事費の一部を補助します。

補助の対象となる工事

1. リフォーム等工事に要する費用の合計額が10万円以上であること。
(工事に付随する設計及び工事監理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を含む)
2. 県内業者がリフォーム等の工事を施工するものであること。
3. 次の要件工事をいずれか1つ以上含み、かつ別表に定める点数の合計が10点以上となる工事であること。(工事に要する費用の合計額が50万円未満の場合は5点以上)

要件工事	概要
新・生活様式対応	宅配ボックス、モニター付きインターホン設置、手洗い器を設置、タッチレス水栓器具を設置、通風式玄関ドアに取り替える工事、自動開閉式便座に取り替える工事、テレワーク等を行うためのワークスペースを設置する工事、居室をワークスペースに改良する工事など。
減災・部分補強	壁の補強工事、2階以上の部分の重量を軽減する工事、主要構造物の補強工事、基礎の強度を上げる工事など。
寒さ対策・断熱化 (ヒートショック対策)	やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事、開口部に二重建具・複層ガラス設置、外壁・天井・床等に断熱材使用、浴室に暖房機器設置など。
バリアフリー化	居室や移動経路の段差解消、手すり設置、便器を座便式のものに交換、開戸を引戸に交換など。
克雪化	雪止め設置、雪割板設置、融雪設備設置など。
県産木材使用	県産木材を使用する工事。

※要件工事の詳細い内容については、補助対象の要件となる工事をご覧ください。

補助の対象者

補助の交付対象者は、次の各号要件のいずれにも該当する方が対象となります。

1. 本町に住所を有し、又は令和4年2月10日までに本町に転入し居住する者。
2. 住宅のリフォーム等工事の実施にあたり、県内業者と工事請負契約をする者。
3. 三川町特定環境保全公共下水道及び三川町農業集落排水処理施設の供用開始区域の住宅については、接続済み又は当該工事完了までに接続予定の者。
4. 交付対象者及びその者と同一世帯に属する者全員が、直近の市区町村が課税した地方税に滞納がないこと。
5. 交付申請前に着工しているリフォーム等工事又は年度を越えるリフォーム等工事ではないこと。

補助の内容

補助率と補助金の上限額は次のとおりです。

世帯要件	補助金
一般世帯	補助率：1/5 上限：24万円
移住世帯 新婚世帯 子育て世帯	補助率：1/3 上限：30万円

移住世帯	平成28年4月1日以降に山形県外から本町に住み替えた又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島各県に限る。）に居住しており、平成28年3月31日までの間に本町に住み替え、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を本町へ提出した世帯員がいる世帯をいう。
新婚世帯	婚姻した日から5年以内である世帯をいう。
子育て世帯	平成15年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯をいう。

申請書受付期間

申請書の受付期間は、令和3年5月6日から令和4年1月31日とし、三川町役場の開庁時間内に受け付けます。ただし、申請額が予算額に達し次第、終了となります。

補助の申込・問合せ先

三川町建設環境課建設係 電話 0235-35-7035
 FAX 0235-66-3139

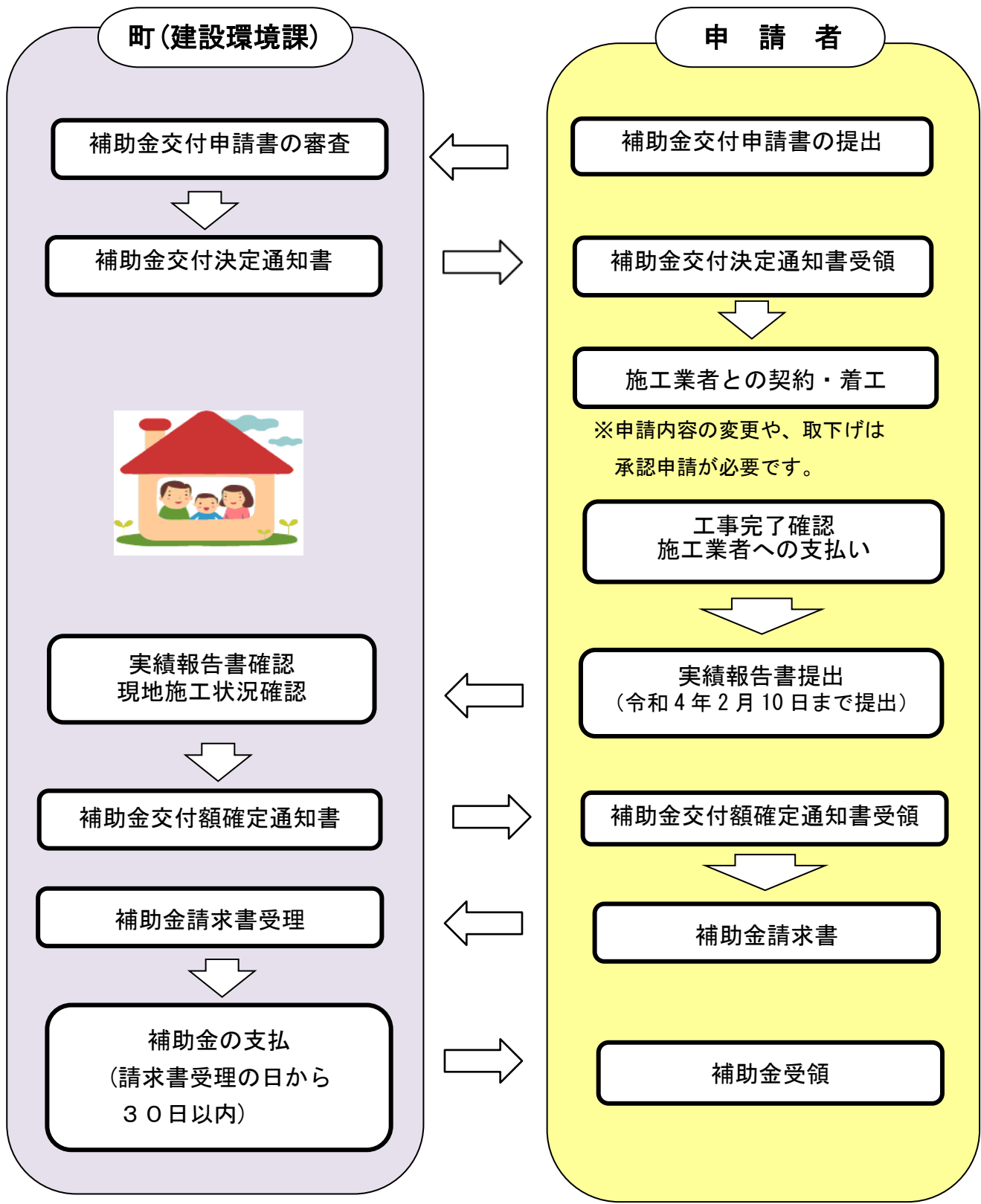


補助対象の要件となる工事

補助対象の要件となる工事は下記の別表に記載されているリフォーム等工事です。この別表にないリフォーム等工事については建設環境課までお問い合わせください。

要件	工事内容
新・生活様式対応	宅配ボックス又はモニター付きインターホンを設置する工事
	住宅内や玄関脇に手洗い器を設置する工事
	タッチレス水栓器具を設置する工事
	通風式玄関ドアに取り替える工事又は換気用の開口部を設置する工事
	自動開閉式便座に取り替える工事
	テレワーク等を行うためのワークスペースを設置する工事又は既存の居室をワークスペースに改良する工事
減災・部分補強	住宅の既存部分にある壁(幅90cm以上のものに限る。)を筋かいや構造用合板等で補強する工事
	住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事
	住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事
	主要構造部の柱を補強、又は増設する工事
	基礎の強度を上げる工事
	柱、梁、又は筋交いの接合金物を増設する工事
寒さ対策・断熱化	やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事
	外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラス等を設置する工事
	熱交換換気システムを設置する工事
	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事
バリアフリー化	浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事
	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事
	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事
	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
	浴室の床面積を増加させる工事
	浴槽のまたぎ高さを低くする工事
	固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
	身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事
	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
	便所の床面積を増加させる工事
	便器を座便式のものに取り替える工事
	座便式の便器の座高を高くする工事
	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
	長さ100cm以上の手すりを取り付けるもの
	長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの
	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む)
	勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの
	(1)以外の部分の段差を解消するもの
	住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	
戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事	
戸に開閉のための動力装置を設置するもの	
戸を吊戸方式に変更するもの	
イ及びロ以外のもの	
居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	
エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	
克雪化	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの
	雪下ろし作業用命綱(安全带)を固定するための金具を取り付ける工事
	雪止めを設置し、又は取り替える工事
	固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事
	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
	屋根の勾配を大きくする工事
雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	
屋根に雪割板を設置する工事	
住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	
材泉使用木	住宅に県産木材を使用した工事

三川町住宅リフォーム支援事業費補助金 手続きの流れ



※ 補助金交付申請書提出前に、事前の打ち合わせをお願いいたします。

※ 申請者以外の方が申請等を提出される際は、委任状を提出してください。